

資金の種類			貸付利子	貸付対象世帯			
				低所得	障害者	高齢者	生活保護
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間の生活費	連帯保証人をたてる方：無利子 連帯保証人がいない方：年1.5%	4P参照			—
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費					
	一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用					
福祉資金（福祉費）	①生業	生業を営むために必要な経費	連帯保証人をたてる方：無利子 連帯保証人がいない方：年1.5%	●	●	●	●
	②技能習得	技能習得に必要な経費（技能習得経費） 技能習得期間中の生計維持の費用（生計費） 就学支度に必要な経費（就学支度費）		●	●	●	●
	③住宅	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		●	●	●	●
	④福祉用具購入	福祉用具等の購入に必要な経費			●	●	●
	⑤障害者自動車購入	障害者用自動車の購入に必要な経費			●		
	⑥中国残留邦人年金追納	中国残留邦人等のかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		●	●	●	●
	⑦療養	負傷又は疾病の療養に必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		●	●	●	
	⑧介護等	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		●	●	●	
	⑨災害援護	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費		●	●	●	●
	⑩冠婚葬祭	冠婚葬祭に必要な経費		●	●	●	●
	⑪転宅	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		●	●	●	●
	⑫支度	就職、技能習得等の支度に必要な経費		●	●	●	●
	⑬一般福祉	その他日常生活上一時的に必要な経費等		●	●	●	●
福祉資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、必要な少額の資金	無利子	●	●	●	
教育支援資金	教育支援費	高校、大学又は高専に修学するために必要な経費	無利子	●			●
	就学支度費	高校、大学又は高専への入学に際し、必要な経費		●			●
一般不動産担保型生活資金		低所得の高齢者世帯に対し、現在暮らしている自己所有の居住用不動産（土地・家屋）を担保として生活資金を貸し付ける資金	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	低所得の高齢世帯			

※ 上記の貸付条件については、厳格な審査により特別基準を設けることができます場合があります。窓口でご相談ください。

貸付限度額	据置期間	償還期間	備考
月額：20 万円以内 (単身世帯は 15 万円以内)	3 ヶ月以内	10 年以内	貸付期間は当初 3 ヶ月以内 生活困窮者自立相談支援事業の利用が必要
40 万円以内		3 年以内	生活困窮者自立相談支援事業の利用が必要
60 万円以内 (単身世帯は 35 万円以内)		5 年以内	生活困窮者自立相談支援事業の利用が必要
460 万円以内	3 ヶ月以内	10 年以内	日本政策金融公庫などで借入ができる場合は、そちらが優先となります。
技能習得経費：月額 12 万円以内 生計費：月額 15 万円以内 就学支度費：50 万円以内		8 年以内	生計費(月額 15 万円以内)の貸付は、技能習得経費(月額 12 万円以内)を含む上限額となります。
250 万円以内		7 年以内	
170 万円以内		8 年以内	生活保護世帯の場合、同一世帯の障害者又は日常生活上介護を要する高齢者のための貸付であること、生活保護費以外に収入があることが条件です。
250 万円以内		8 年以内	自動車は 1600 cc(ディーゼル車は 1800 cc)以内、付属品、登録諸費等を含む購入額は 250 万以内です。買替えの場合は購入後 8 年以上経過していることが必要です。
513.6 万円以内		10 年以内	
170 万円以内 (療養期間が 1 年以内)		5 年以内	「療養期間が 1 年を超え 1 年 6 ヶ月以内で、世帯の自立のために必要と認められるとき」は貸付限度額が 230 万円以内となります。
170 万円以内 (介護サービス期間が 1 年以内)		5 年以内	「介護サービス、障害者福祉サービス受給期間が 1 年を超え 1 年 6 ヶ月以内で、世帯の自立のために必要と認められるとき」は貸付限度額が 230 万円以内となります。
150 万円以内 400 万円以内(住宅改修のとき)		7 年以内 14 年以内(住宅)	
50 万円以内		3 年以内	△車検・修理・車庫等の維持に必要な経費については、障害者の自動車に限り貸付対象となります。
10 万円以内	2 ヶ月以内	1 年以内	原則として、生活困窮者自立相談支援事業の利用が必要
8 P 参照	つなぎ資金 1 ヶ月以内 つなぎ資金以外 3 ヶ月以内	つなぎ資金 ・一括償還 つなぎ資金以外 ・貸付期間の 3 倍以内	日本学生支援機構、京都府高等学校等修学資金、母子父子寡婦福祉資金等の借入ができる場合は、そちらが優先となります。学校種別、国公私立、学年別、自宅(外)進学などにより貸付限度額が定められています。
50 万円以内	3 ヶ月以内	8 年以内	就学支度費の申し込みは入学後 1 ヶ月以内です。
土地評価額の 70% 月額：30 万円以内 (貸付月額の算定ルールあり)	3 ヶ月以内	一括償還 ・借受人死亡時 ・契約解約時	貸付対象には一定の要件があります。 別途パンフレットがありますので詳細は京都府社協又は市区町村社協までおたずねください。